

記者発表資料
令和2年7月1日
(担当) 交通局総務課
下山田 (しもやまだ)
(内線) 750-2202
(直通) 712-8304

交通局職員の懲戒処分について

仙台市交通局では、本日以下のとおり職員の処分を行いましたのでお知らせします。

- 1 所属 交通局自動車部業務課
- 2 職位等 会計年度任用職員 (バス運転手)
- 3 年齢 20歳代
- 4 処分の内容 懲戒免職

5 処分の理由

自動車部川内営業所配属であった5月6日(水)、午前中の市営バスダイヤを運行中に、未成年者[※]2名を3区間(市営バス川内営業所前バス停～中野新町バス停、中野新町バス停～陸前高砂駅バス停、中野新町バス停～市営バス川内営業所前バス停)にわたり運賃を徴収せずに乗車させたもの。またその間、当該未成年者2名が無免許[※]であると知りながら、岡田回転場において2度にわたり運転指導を行い、バス車両を運転させたもの。

さらに、営業所の事情聴取において虚偽の説明をしたほか、職場への適切な報告を怠るなど複数のサービス違反行為があったもの。

※未成年者および無免許であった点については、当該職員の証言に基づくもの

- 6 処分年月日 令和2年7月1日
- 7 上司の処分 厳重注意